

## 危機管理・交通政策特別委員会

## 危機管理監危機管理課

## 災害対策に関する事項 (浜松市の防災対策について)

## 1 職員配置

(単位:人)

区 分	危機管理監 代理兼課長	専門監兼 課長補佐	専門監	総務管理 グループ	市民啓発 グループ	計画調整 グループ	事業推進 グループ	合 計
常 勤	1	1	1	4	6	5	5	23
再任用					1		2	3
会計年度				1	2	1	2	6
合 計	1	1	1	5	9	6	9	32

## 2 事務分掌

- (1) 災害対策、国民保護その他の危機管理（市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下同じ。）に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 地域防災計画及び国民保護計画に関すること。
- (3) 津波対策の推進及び総合調整に関すること。
- (4) 防災行政無線、防災施設及び防災資機材の総括に関すること。
- (5) 防災意識その他の危機管理に係る意識の普及及び啓発に関すること。
- (6) 自主防災組織に係る事務の総括に関すること。
- (7) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部その他の危機に関する対策本部に関すること。
- (8) 防災学習センターに関すること。
- (9) 防災会議及び国民保護協議会に関すること。
- (10) 危機管理に係る関係団体との連絡調整に関すること。
- (11) 他部局との総合調整に関すること。

### 3 本市の災害対応について

気象警報や注意報、地震の震度などにより定められた配慮基準に基づき、事前配備体制や災害対策本部体制をとり災害対応にあたる（資料1）。

### 4 重点事業（主要事業、継続事業）

#### （1）静岡県・浜松市・湖西市総合防災訓練（資料2）

静岡県、静岡県警察、自衛隊、災害協定締結事業者等の関係機関と連携して開催し、「顔の見える関係」と「実行体制」を構築する（静岡県との共催による訓練は17年ぶり）。

#### （2）馬込川河口部水門整備事業（資料3）

当初、静岡県はレベル1対策として河川堤防の嵩上げを計画していたが、地域要望を踏まえ、レベル1を超える防潮堤と同等の防護水準を確保した水門を県と連携して整備することとなった。このため、地方財政法第27条第1項の規定に基づき、県議会の議決を経た本市が負担すべき金額を負担する。

#### （3）SNS情報集約システム導入事業（資料4）

SNSから市内の被害情報を迅速に収集し、避難情報の発令判断や被災者支援などの災害対応に活用する。

### 5 課題・懸案事項

（1）令和4年台風第15号での災害対応経験を踏まえ、災害対策本部体制の見直しや地域との連絡体制の確立など早急に対応する必要がある。

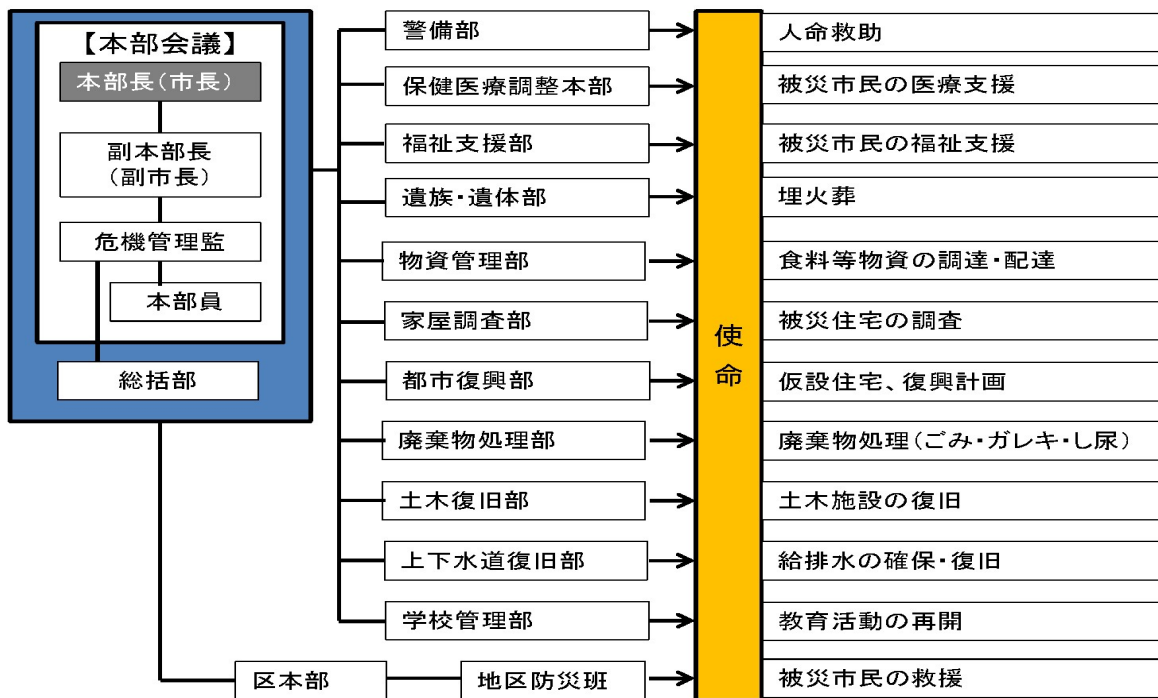
（2）デジタル同報無線を整備し2021年に運用を開始した。今後も、難聴地域等への対応として戸別受信機を配付するとともに、個人の情報端末で受信いただくための啓発に努める。

## 本市の災害対応について

危機管理監危機管理課

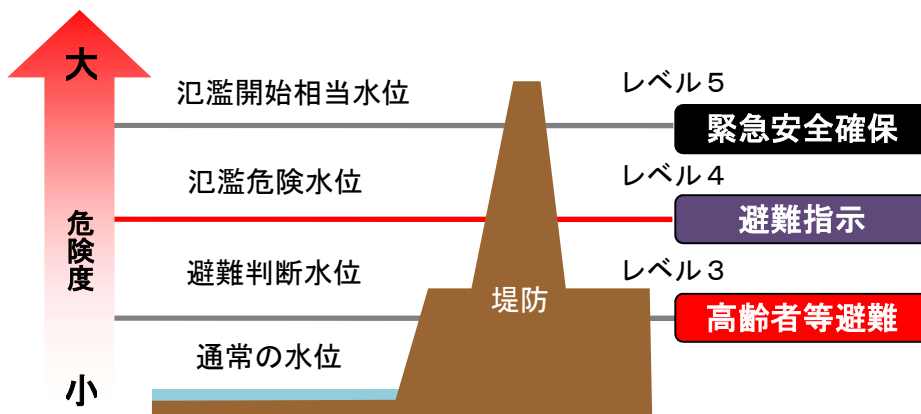
### 1 災害対策本部体制

本市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、災害対策本部体制をとり、本部長（市長）の指揮・監督のもと災害 11 部がそれぞれの使命に基づき災害対応にあたる。



### 2 避難指示等の発令（風水害）

河川氾濫等により、住民に危険が切迫していると認めるときは、河川水位を基本とする判断基準に基づき危険地域の住民に対して避難のための準備情報の提供や立ち退きの指示を行う。



### 3 配備体制

#### ○風水害

配備体制		配備基準	応急対策要員
事前配備体制	情報収集	・大雨、洪水、大雪注意報のいずれかが発表されたとき	危機管理課、秘書課(組織としての政策補佐官含む)、土木部
	災害対策準備室	・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮警報のいずれかが発表されたとき ・台風等の風水害により高齢者等避難を発令したとき	上記情報収集体制の関係各課及び 広聴広報課、国際課、農業水産課、 農業振興課、農地整備課、農地利用課 (農業委員会事務局)、林業振興課、 公園管理事務所、上下水道部、消防局、 学校教育部
	災害対策連絡室	・別に定める河川の水位が「氾濫危険水位」に達し、避難情報を発令したとき ・土砂災害警戒情報が発表され、避難情報を発令したとき ・台風等の風水害により、避難指示等を発令したとき	上記災害対策準備室の関係各課及び 災害11部の代表課、情報システム課、 人事課、アセットマネジメント推進課、 税務総務課、市民税課、資産税課、 収納対策課、福祉総務課、生活衛生課、 環境部
災害対策本部体制	第1次非常配備	・大雨、暴風、大雪、波浪、高潮特別警報が発表されたとき ・台風等が本市に接近又は上陸し、相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、第1次非常配備体制をとる必要があるとき	第1次非常配備要員
	第2次非常配備	・台風等が浜松市に上陸又は接近し、その対策のため第2次非常配備体制をとる必要があると市長(本部長)が認めるとき	第2次非常配備要員
	第3次非常配備	・災害救助法による救助を適用する規模の災害が発生したとき	第3次非常配備要員

#### ○地震

配備体制		配備基準	応急対策要員
事前配備体制	情報収集	・県内他都市で震度5強以上の地震を観測したとき ・又は御前崎市内で震度5弱以上の地震を観測したとき	危機管理課、秘書課(組織としての政策補佐官含む)
	災害対策準備室	・市内で震度4の地震を観測したとき	上記情報収集体制の関係各課及び 広聴広報課、農業水産課、農業振興課、 農地整備課、農地利用課(農業委員会事務局)、林業振興課、 公園管理事務所、土木部、上下水道部、 消防局、学校教育部
	災害対策連絡室	・市内で震度5弱の地震を観測したとき ・市内で震度4の地震を観測し、被害の発生とその拡大等、危険な状態が続くと予想され、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	上記災害対策準備室の関係各課及び 災害11部の代表課、情報システム課、 人事課、アセットマネジメント推進課、 税務総務課、市民税課、資産税課、 収納対策課、福祉総務課、生活衛生課、 環境部
災害対策本部体制	第1次非常配備	・市内で震度5強の地震を観測したとき	第1次非常配備要員
	第2次非常配備	・相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため第2次非常配備体制をとる必要があると市長(本部長)が認めるとき	第2次非常配備要員
	第3次非常配備	・災害救助法による救助を適用する規模の災害が発生したとき ・市内で震度6弱以上の地震を観測したとき	第3次非常配備要員

## 静岡県・浜松市・湖西市総合防災訓練

## 危機管理監危機管理課

## 1 目的

地震災害における自助・共助・公助の重要性に関する認識を深めるとともに、災害協定締結事業者等との関係性の構築を図るため、静岡県、湖西市及び本市が共催で総合防災訓練を実施する。

## 2 背景

- ・南海トラフ地震などの大規模な地震災害に対処するため、県では昭和 54 年度から県内市町と共催の総合防災訓練に取り組んでいる。
- ・静岡県からの依頼により、令和 5 年度に静岡県、湖西市及び本市が共催で総合防災訓練を実施する計画となっている（前回は平成 18 年度に実施）。

## 3 事業内容

## (1) 開催日時

令和 5 年 9 月 3 日（日）午前 8 時から正午まで（一部訓練除く）

## (2) 主な事業内容

災害時における各部局の使命を果たすために必要な訓練を実施する。

No.	災害対策部	訓練名	訓練内容
1	保健医療調整本部	病院前救護訓練	市内救護病院において、病院前トリアージ、病院前救護所の開設、医療関係者間の連携等に関する訓練を実施
2	遺族・遺体部	遺体措置訓練	県警察部、医師会、歯科医師会、葬儀業者と連携し、遺体の安置から遺族への引き渡しまでの訓練を実施
3	各区本部	避難所開設運営訓練	自主防災隊と連携し、避難所の開設・運営、物資・給水の受入れ等の訓練を実施
4	総括部	防災イベント	浜松駅前において、大規模地震災害に対する備えなどの防災意識の啓発イベントを実施

## ※ 総合防災訓練の様子



※市内の各訓練会場等



・各区の訓練内容

区	訓練場所	参加自主防災隊	訓練項目・訓練内容
中区	浜松中部学園	・中央地区 ・アクト地区 ・城北地区 各地区の一部の 自主防災隊	・避難所開設・運営訓練（避難者受付と配置、マンホールトイレ等組立訓練） ・市民レスキュー訓練（住民自ら行う倒壊家屋等からの救出要領の訓練） ・応急手当訓練（住民自ら行うケガ人への応急手当訓練） ・緊急物資受入れ訓練（災害支援緊急物資の受入と避難所内への配置訓練） ・在日米軍部隊受入れ訓練（応援部隊として進出する米軍の受入訓練）
東区	天竜中学校	・和田地区	・避難所開設・運営訓練（避難者受付、段ボールベッド等の組立訓練等） ・市民レスキュー訓練（住民自ら行う倒壊家屋等からの救出要領の訓練） ・応急手当訓練（住民自ら行うケガ人への応急手当訓練） ・避難所炊出し訓練（LPガス協会西部支部の協力の下行う炊き出し訓練）
西区	篠原小学校	・篠原地区	・避難所開設・運営訓練（避難者受付、マンホールトイレ等の組立訓練等） ・市民レスキュー訓練（住民自ら行う倒壊家屋等からの救出要領の訓練） ・応急手当訓練（住民自ら行うケガ人への応急手当訓練） ・避難所応急給水受入れ訓練（給水車から受水槽に行われる飲料水の給水訓練）
南区	飯田小学校	・飯田地区	・避難所開設・運営訓練（避難者受付、段ボールベッド等の組立訓練等） ・市民レスキュー訓練（住民自ら行う倒壊家屋等からの救出要領の訓練） ・応急手当訓練（住民自ら行うケガ人への応急手当訓練） ・緊急物資受入れ訓練（災害支援緊急物資の受入と避難所内への配置訓練）
北区	引佐総合体育館	・各自主防災隊	・避難所開設・運営訓練（テキストや動画を活用した避難所の開設運営訓練） ・市民レスキュー訓練（住民自ら行う倒壊家屋等からの救出要領の訓練） ・応急手当訓練（住民自ら行うケガ人への応急手当訓練） ・避難所応急給水受入れ訓練（給水車から受水槽に行われる飲料水の給水訓練）
浜北区	赤佐小学校	・赤佐地区	・避難所開設・運営訓練（避難者受付と配置、段ボールパーテーション設置等） ・市民レスキュー訓練（住民自ら行う倒壊家屋等からの救出要領の訓練） ・応急手当訓練（住民自ら行うケガ人への応急手当訓練） ・福祉避難所開設訓練（福祉避難所の開設要請、要配慮者の移送等の訓練）
天竜区	二俣小学校	・天竜地区	・避難所開設・運営訓練（避難所運営マニュアルを基に行う開設運営訓練） ・市民レスキュー訓練（住民自ら行う倒壊家屋等からの救出要領の訓練） ・応急手当訓練（住民自ら行うケガ人への応急手当訓練） ・緊急物資受入れ訓練（災害支援緊急物資の受入と避難所内への配置訓練）

# 馬込川水門

浜松市沿岸部にお住まいの皆さまの安全のため、全国に先駆け「レベル2(想定最大)津波に対する減災」を目標に整備された防潮堤。その中で唯一整備が残る馬込川河口部。河口部を襲う津波からの減災を目的に、「馬込川水門」の整備を進めています。

## 基礎工完了！ 底板及び躯体コンクリート打設中



- ・基礎工(鋼管杭打設293本)は、打設完成しました。(令和4年10月)
- ・堰柱のコンクリート打設の進捗状況は、29%です。(令和5年3月末時点)

## 安全・安心の先取りへ、**標高7.0m**の「防護盛土」を設置

水門建設現場の北側に「防護盛土」を設置しました。

水門の完成前に津波が発生したとしても、馬込川河口周辺で大きな減災効果が期待できます。



左岸堤防も標高8.0mにかさ上げしました



### 減災効果の向上<イメージ>



Check!

進捗状況写真は、南区役所1階と県浜松総合庁舎1階にも展示しています。また、静岡県浜松土木事務所ホームページでもご覧いただけます。——>



Check!

静岡県と浜松市では、津波対策を進めるための寄附を募集しています。詳しくはホームページをご覧ください。



静岡県

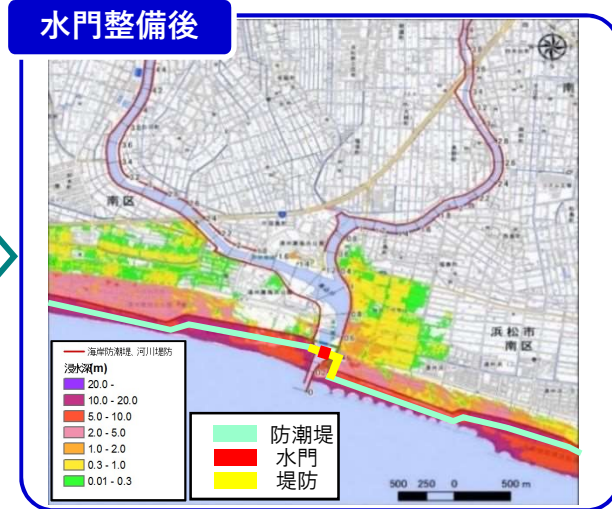
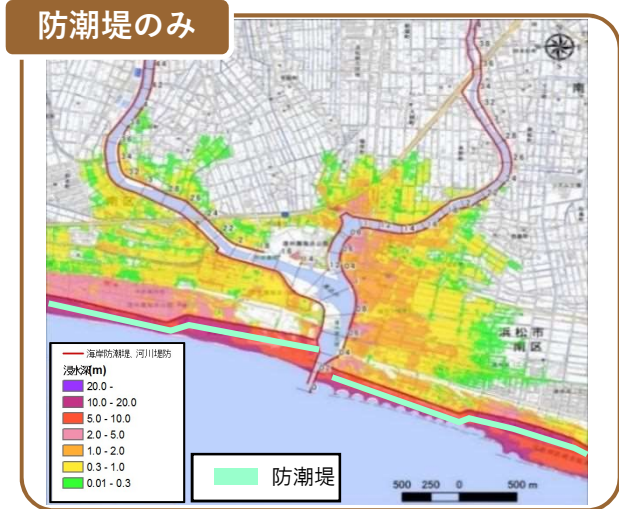


浜松市

# レベル2\*津波による宅地浸水は89%減少

\*レベル2：想定される中で最大クラス

## 馬込川周辺での浸水範囲の変化



区分	防潮堤のみ	水門整備後
宅地の浸水面積	64%低減	89%低減
うち浸水深2m以上	93%低減	98%低減

浸水深2m以上の宅地面積では、98%の低減効果があります。

(浸水深2mを超えると木造家屋の全壊割合が大幅に増加することが知られています。)

## 完成目標は令和9年度

※令和4年2月現在の予定です。今後の状況により変更することがあります。

令和9年度完成を目標に工事を進めています。少しでも早く効果を発揮できるように、完成時期の前倒しに向けた工事期間の短縮方法を検討しています。

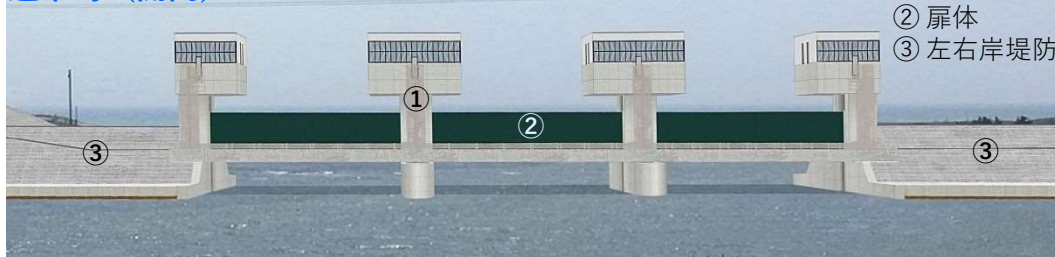
年度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
工事内容 (予定)	仮締切設置	①水門本体(基礎・躯体)			②扉体(設計・製作・設置)		切替	撤去
		現在				③左右岸堤防	完成予定	

次号から、上記目標に対する進ちょく状況についてお知らせしていきます。

## 水門幅90m、津波の防御高さは8.0m

完成イメージ(遠州灘大橋からの眺め)

通常時(開門)



津波発生時(閉門)



水門の幅は30mが3門の計90m。水門を閉めた時の防御高さは標高8.0mです。



## SNS 情報集約システム導入事業

## 危機管理監危機管理課

## 1 目的

人工知能（AI）を活用して SNS から市内の被害状況を迅速に収集し、避難情報の発令の判断材料や被災者支援など災害対応に活用する。

## 2 背景

- ・近年 SNS を活用した情報収集サービスの充実に伴い、他政令市などにおいても同種のサービスを活用し災害対応にあたっている。
- ・令和 4 年度中に同システムのトライアルを実施し、被災現場情報の迅速な収集に活用した。

## 3 事業内容

## (1) 機能

- ・SNS 投稿をエリアや事象（区名、洪水など）、キーワードで絞り込む
- ・SNS 上の有益な情報や気象データ、道路・河川カメラにより必要な情報を入手
- ・事象が発生した場合は音声等で通知
- ・デマ、誤情報は AI 解析により排除

## (2) 導入箇所

- ・全国情報収集版：危機管理課、消防局
- ・エリア版（区再編前）：水防本部、7 区役所
- ・エリア版（区再編後）：水防本部、3 区役所、4 行政センター

## ※ SNS 集約システム運用イメージ

